

地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画の策定・変更 に対する意見の要旨及び当該意見の処理の結果等

北海道森林管理局

国有林野の管理経営に関する法律第6条第5項において準用する同法第5条第1項及び国有林野管理経営規程第14条第5項において準用する同規程第6条第4項に基づき公告・縦覧に付した案に対し、同法第5条第2項又は同規程第6条第5項による意見の申立てはありませんでした。

また、同案に対し「地域管理経営計画等に関する懇談会」委員から出された意見の要旨及び当該意見の処理の結果は、以下のとおりです。

* 処理結果の区分について

- 1 趣旨を取り入れているもの：すでに本計画に趣旨等が記述されているもの、又は林野庁が定めた通達等により趣旨に添って行っていくこととしているものです。
- 2 趣旨の一部を取り入れているもの：本計画に意見をそのまま記述することは困難なものの、一部意見書の趣旨を本計画に記述しているもの、又は林野庁が定めた通達等により趣旨の一部を取り入れて行うこととしているものです。
- 3 修文するもの：意見を踏まえ、計画（案）を修文したものです。
- 4 今後の検討課題等：見書趣旨からして、意見をそのまま本計画に記述することは困難であり、今後の検討課題等とさせていただきます。

該当箇所	意見の要旨	処理結果	処理結果の理由
<p>地管19ページ 5（2）国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項</p>	<p>（1）では、公益的機能維持増進協定の設定に関する基本的な方針が明記されているが、（2）は該当無しと記載されているのみである。該当箇所の有無では無く、取組の内容が分かるような説明が必要である。</p>	<p>3</p>	<p>該当箇所無しという記載は、協定締結の現状を示したものです。御意見のとおり、公益的機能維持増進協定の締結における留意すべきこと等の実施に向けた考え方についての記載が無いことから、御指摘を踏まえ、修正することとします。</p>

第六次地域管理経営計画書（案）の修正について

（石狩空知森林計画区）

北海道森林管理局

石狩空知森林計画区の第六次地域管理経営計画書（案）について、公告・縦覧に供した案に一部誤りがありました。また、意見聴取等における意見により以下のとおり修正いたします。

修正箇所			修正後	修正前
理由	ページ	項目		
誤記	14	1 (3) ④ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター）等による技術支援 ア	ア 市町村行政の支援を行うため、専門的かつ高度な知識・技術と現場経験を有する森林総合監理士（フォレスター）等を系統的に育成するとともに、森林経営管理制度の推進のため、自ら森林経営を行う市町村への森林・林業技術情報の提供等の支援に取り組む。	ア 市町村行政の支援を行うため、専門的かつ高度な知識・技術と現場経験を有する森林総合監理士（フォレスター）等を系統的に育成するとともに、森林経営管理制度の推進のため踏まえ、自ら森林経営を行う市町村への森林・林業技術情報の提供等の支援に取り組む。
意見等	19	5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林の整備及び保全に関する事項 (2) 国有林と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林の整備及び保全に関する事項 公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、森林法等に定める事項に従って当該協定の目的となる森林の区域内に存する森林を国において、国有林と民有林の一体的な整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとする。	5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林の整備及び保全に関する事項 (2) 国有林と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林の整備及び保全に関する事項 <u>公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、森林法等に定める事項に従って当該協定の目的となる森林の区域内に存する森林を国において、国有林と民有林の一体的な整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとする。</u>	5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林の整備及び保全に関する事項 (2) 国有林と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林の整備及び保全に関する事項 <u>(該当なし)</u>